

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

告示

ページ

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 2598
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 2599
- 自動車のみ的一般交通の用に供する道路の部分の指定【建設局総務部管理課】 2600
- 「教育要覧2012」及び「教育調査統計資料No.60」の物品売
払代金の収納事務の委託【教育委員会事務局総務部企画課】 2601
- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】 2602

公告

- 都市公園の供用開始【建設局公園緑地部公園管理課】 2604
- 都市公園の区域変更【建設局公園緑地部公園管理課】 2606
- 都市公園の廃止【建設局公園緑地部公園管理課】 2607
- 特定調達契約の落札者の決定【保健福祉局保健医療部食肉センター】 2608
- 北九州港港湾計画の変更の概要【港湾空港局整備部計画課】 2609

上下水道局

- 北九州市水道条例施行規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経
営部経営企画課】 2611
- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局給水部配水管理課】 2613

北九州市告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
2056	東田前田2号線	前	北九州市八幡東区東田一丁目3番107地先から北九州市八幡東区東田一丁目3番119まで	30.0 ↘ 49.5	177.0
		後	北九州市八幡東区東田一丁目3番107地先から北九州市八幡東区大字前田1258番15まで	5.8 ↘ 49.5	367.0

北九州市告示第 367 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 24 年 9 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
2056	東田前田 2 号線	北九州市八幡東区東田一丁目 3 番 107 地先から 北九州市八幡東区大字前田 1 258 番 15 まで	平成 24 年 9 月 30 日

北九州市告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分を指定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	指定する道路の部分	指定する期日
2056	東田前田2号線	北九州市八幡東区東田一丁目3番108から 北九州市八幡東区大字前田1258番15まで	平成24年9月29日

北九州市告示第369号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、「教育要覧2012」及び「教育調査統計資料No.60」の物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成24年9月28日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成24年10月1日から平成25年2月28日まで

北九州市告示第 370 号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和 58 年北九州市告示第 78-10 号）の一部を次のように改正する。

平成 24 年 9 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 水域施設の船だまりの表の門司の項中

「	田野浦第 2 船だまり	門司区太刀浦海岸地先～ 太刀浦海岸地先	103,550	-1.0～ -5.0	を
---	----------------	------------------------	---------	---------------	---

「	田野浦第 2 船だまり	門司区太刀浦海岸地先～ 太刀浦海岸地先	102,604	-1.0～ -5.0	に
---	----------------	------------------------	---------	---------------	---

改める。

2 外郭施設の防波堤・防砂堤・突堤の表の門司の項中

「	田野浦漁港 1 号防波堤	門司区新開地先	30.00	を
	田野浦漁港 2 号防波堤	門司区新開地先	75.00	

「	田野浦漁港 1 号防波堤	門司区新開地先	55.00	に
	田野浦漁港突堤	門司区新開地先	21.00	

改め、護岸の表の門司の項中

「	田野浦笠石護岸	門司区太刀浦海岸	67.80	を
	田野浦漁港護岸	門司区太刀浦海岸	106.80	

「	田野浦笠石護岸	門司区太刀浦海岸	67.80	に、
---	---------	----------	-------	----

「	田野浦船だまり4号護岸	門司区新開～田野浦二丁目	367.90	を	」
---	-------------	--------------	--------	---	---

「	田野浦船だまり4号護岸	門司区新開～田野浦二丁目	326.75	に	」
---	-------------	--------------	--------	---	---

改める。

3 係留施設の物揚場・船揚場の表の門司の項中

「	田野浦漁船だまり 船揚場	門司区田野浦海岸	25.00	-1.0	1.0	を	」
---	-----------------	----------	-------	------	-----	---	---

「	田野浦漁船だまり 船揚場	門司区田野浦海岸	20.42	-2.0	1.0	に	」
	田野浦漁船だまり 物揚場	門司区太刀浦海岸 地先	146.45 46.45	-2.0	0.5		

改める。

北九州市公告第683号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月28日

北九州市長 北橋 健治

1 供用を開始する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名称	位置	区域
4747	北九州市立井堀二丁目北公園	北九州市小倉北区井堀二丁目7番	北九州市小倉北区井堀二丁目7番の一部
4748	北九州市立上到津一丁目公園	北九州市小倉北区上到津一丁目11番	北九州市小倉北区上到津一丁目11番の一部
4749	北九州市立葛原三丁目公園	北九州市小倉南区葛原三丁目18番	北九州市小倉南区葛原三丁目18番の一部
4750	北九州市立曾根北町東公園	北九州市小倉南区曾根北町7番	北九州市小倉南区曾根北町7番の一部
4751	北九州市立曾根北町南公園	北九州市小倉南区曾根北町7番	北九州市小倉南区曾根北町7番の一部
4752	北九州市立桃園一丁目さくら公園	北九州市八幡東区桃園一丁目3番	北九州市八幡東区桃園一丁目3番の一部
4753	北九州市立香月西三丁目西公園	北九州市八幡西区香月西三丁目11番	北九州市八幡西区香月西三丁目11番の一部

4 7 5 4	北九州市立中須一丁目公園	北九州市八幡西区 中須一丁目2番	北九州市八幡西区 中須一丁目2番の 一部
---------	--------------	---------------------	----------------------------

2 供用開始の期日

平成24年9月30日

なお、供用開始に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から2週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第684号

都市公園の区域を変更するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第14条の2の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月28日

北九州市長 北橋 健治

1 区域を変更する都市公園の名称、位置及び変更に係る区域

公園番号	名称	位置	区域
4413	北九州市立曾根緑地	北九州市小倉南区 下曾根二丁目13番	北九州市小倉南区 下曾根二丁目13番の一部
4180	北九州市立香月中央公園	北九州市八幡西区 香月西四丁目1番	北九州市八幡西区 香月西四丁目1番の一部
4192	北九州市立新川緑地	北九州市八幡西区 御開三丁目37番 及び38番	北九州市八幡西区 御開三丁目37番 及び38番の一部

2 変更の期日

平成24年9月30日

なお、変更に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から2週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第685号

都市公園を廃止するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第14条の2の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月28日

北九州市長 北橋健治

1 廃止する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名称	位置	区域
3103	北九州市立桃園一丁目公園	北九州市八幡東区 桃園一丁目4番	北九州市八幡東区 桃園一丁目4番の 一部

2 廃止の期日

平成24年9月30日

なお、廃止に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から2週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第686号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年9月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市立食肉センター電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市保健福祉局保健医療部食肉センター
北九州市小倉北区末広二丁目3番7号
- 3 落札者を決定した日
平成24年9月4日
- 4 落札者の名称及び住所
九州電力株式会社北九州お客さまセンター
北九州市小倉北区米町二丁目3番1号
- 5 落札金額
3,120万6,991円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成24年7月17日
- 8 落札方法
最低価格による。

北九州市公告第689号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、北九州港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成24年9月28日

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 北橋 健治

1 港湾計画の変更の概要

平成24年北九州市公告第26号によりその概要を公告した北九州港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 専用ふ頭計画

ア 係船くい（変更）

地区名	水深 (メートル)	バース数	用途
日明地区	5	1	タンカー

イ 係船くい（追加）

地区名	水深 (メートル)	バース数	用途
北湊地区	4.5	1	タンカー

(2) 小型船だまり計画

小型船だまり（変更）

地区名	船だまり名	港湾施設	
若松地区	若松漁船だまり	物揚場	水深2.5メートル
			延長154メートル
		防波堤	延長57メートル
		ふ頭用地	1ヘクタール

(3) 土地造成及び土地利用計画

ア 土地利用計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）		用途
	変更前	変更後	
日明地区	3.1	3.1	ふ頭用地
	5.5	5.5	港湾関連用地
	8.0	8.3	工業用地
	1.6	1.3	危険物取扱施設用地
	1	1	緑地

若松地区	2	2	ふ頭用地
	1	1	港湾関連用地
	2	2	都市機能用地
	1	1	交通機能用地
	2	2	緑地

イ 土地造成計画（追加）

地区名	面積（ヘクタール）		用途
	変更前	変更後	
若松地区	0	1	ふ頭用地

2 港湾計画の縦覧場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局整備部計画課

北九州市上下水道局管理規程第1号

北九州市水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年9月28日

北九州市上下水道局長 吉田 一彦

北九州市水道条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市水道条例施行規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

付則に次の2項を加える。

（料金の算定の特例）

- 3 条例付則第7項の規定により読み替えて条例第28条の規定の適用を受ける者に係る料金については、条例第30条第1項ただし書の規定により、1月ごとの定例日に水道メーターにより使用水量を計量し、その使用水量をもって料金を算定することとする。

（特別な場合における使用水量の数値等の算定等の特例）

- 4 条例付則第7項の規定により読み替えて条例第28条の規定の適用を受ける者に係る第18条第1項及び第2項の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「条例別表第2」とあるのは「条例付則別表」と、「及び使用水量」とあるのは「並びに基本水量及び超過水量」と、「別表に」とあるのは「付則別表に」とし、同条第2項中「使用水量」とあるのは「超過水量」とする。

付則に次の付則別表を加える。

付則別表

換算するもの		換算の方法
(1) 条例付則別表に掲げる基本水量の数値		換算する数値に、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じる。
(2) 条例付則別表に掲げる基本料金の額		換算する額に、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じる。
(3) 条例付則別表に掲げる超過水量の数値	ア 11及び21	換算する数値から1を減じて得た数値に、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じて、0.1を加える。
	イ 20及び40	換算する数値に、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じる。

注

- 1 使用日数は、月の中途において水道の使用を開始し、又は中止した場合の料金の算定に係る使用の期間の日数とする。
- 2 対象日数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数

とする。

- (1) 月の中途における使用の開始の場合（当該使用を中止した場合で、当該使用の期間に定例日がないときを含む。） 使用を開始した日以後の最初の定例日の属する月の前月の当該定例日の応当日の翌日から当該定例日までの日数
 - (2) 月の中途における使用の中止の場合 使用を中止した日以前の直近の定例日の翌日から当該定例日の属する月の翌月の当該定例日の応当日までの日数
- 3 換算後の基本水量又は超過水量の数値に小数点以下第1位未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - 4 換算後の基本料金の額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

付 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

北九州市上下水道局告示第36号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月28日

北九州市上下水道局長 吉 田 一 彦

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
F-144	小田水道	小田克信	福岡県遠賀郡水巻 町吉田西2番16 号	平成24年 9月20日